

経営健全化計画の完了報告の概要について

平成22年11月22日
沖縄県企画部市町村課

【要旨】

経営健全化計画の完了について

平成21年度に経営健全化計画を策定した座間味村簡易水道事業特別会計、伊是名村船舶運航事業特別会計は、いずれも平成21年度決算に基づく資金不足比率が20%（経営健全化基準）を下回る結果となり、経営健全化計画を完了した。

- ・座間味村簡易水道事業は、計画より2年前倒しで計画完了。
- ・伊是名村船舶運航事業は、計画より1年前倒しで計画完了。

経営健全化計画の完了報告の概要

【各特別会計ごとの完了報告（要旨）は、資料4、5】

（1）平成21年度決算に基づく資金不足比率の実績

特別会計名	計画期間	20年度	21年度	
		実績	計画値	実績
座間味村簡易水道事業特別会計	H21～H23 3年間	57.2	43.7	12.6
伊是名村船舶運航事業特別会計	H21～H22 2年間	57.0	36.5	19.9

（2）経営の健全化に向けた主な取組事項

特別会計名	取組事項
座間味村簡易水道事業特別会計	料金徴収体制の見直し、滞納台帳の整備・管理の徹底、料金の自動振替への移行促進、企業債の繰上償還
伊是名村船舶運航事業特別会計	観光客の誘致（観光大使の増員）、リース期間満了に伴う船舶の買取によるリース料の削減、隣村・旅行会社との連携により那覇空港運天港間のシャトルバス運行

（3）今後の公営企業の経営方針

特別会計名	今後の方針
座間味村簡易水道事業特別会計	定期的な料金改定、支出削減（検針メーター再利用、委託契約の見直し、旅費・手当の縮減）
伊是名村船舶運航事業特別会計	観光大使の活用等による観光客の誘致、旅行業者等の関係機関との連携による修学旅行・合宿等の誘致、燃料費・船舶修繕費の節減、会計処理の地方公営企業法全部適用あるいは一部適用への移行